

狭い道路は、救急車や消防車が入りにくく、住環境や防災上の問題を抱えています。安全で快適なまちづくりのために、皆さんのご協力をお願いします。

◆狭あい道路拡幅整備事業とは

狭あい道路とは、一般の通行に使用されていて建物が立ち並んでいる、幅1・8メートル以上4メートル未満の道路のことです。この事業は、道路の幅を4メートル以上確保できるように、狭い道路に面した敷地を持つている人に、門や塀などを移設していただき、それによって生じた土地（後退用地）を市が整備し、道路の幅を広げていくものです。



◆事業を実施する場合

○狭あい道路に接する敷地で、建物の新築や増改築をする場合

建築確認申請を提出する前に、建築主と市が、拡幅整備の方法や用地の管理方法・助成内容について事前に協議をします。

○新築や増築はしないが、狭あい道路に接する敷地の地権者が、道路の拡幅を希望する場合

道路を拡幅する前に、地権者と市が事前に協議します。

○狭あい道路の連続した区間（交差点から交差点まで）を一体的に拡幅整備することに地域の皆さんの協力が得られた場合

地権者の代表と市が事前に協議します。

◆拡幅整備への助成をします

後退用地を市に寄附していただける場合には、後退用地内にある門や塀などを取り除く費用や、新設費用の一部を助成します。

問うたこと

建築指導課

☎(5)20033 ☎(5)2773

「富士市森林墓園」使用者を募集します

環境総務課 ☎55-2768 ☎51-0522

応募資格／●平成22年3月7日以前から市内在住で、市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている人

●市内の公共事業などにより、改葬が必要になった人

募集区画／180区画（普通墓所130区画、芝生墓所50区画）

永代使用料／1区画50万円（一括払い込み）

管理料／普通墓所 年額5,250円 芝生墓所 年額6,300円

申し込みに必要なもの／

- ①墓所使用申込書（森林墓園管理事務所、環境総務課で配布）
- ②申込者の住所・世帯全員の氏名が確認できる住民票の写し1通（外国籍の人は登録原票記載事項証明書）
- ③認め印
- ④焼骨のある人は、埋葬許可証の写しまたは改葬許可証の写し

申し込み／3月7日～18日（土・日曜日は除く）の9:00～17:00に、直接環境総務課へ

※申し込む前に、必ず現地を確認してください。

※事前に募集案内（森林墓園管理事務所、市役所10階環境総務課で配布）をごらんください。

※申し込みから承認まで約1か月かかります。



臨時運行バスを試行運転します 彼岸の墓参にぜひご利用ください

■運行日／3月18日～21日

■運行コース・乗車場所／（Aコース・Bコース：午前・午後各1往復。森林墓園には45分程度滞在）

Aコース 吉原中央駅南→富士見台まちづくりセンター前（センター駐車場は利用できません）→森林墓園

Bコース JR新富士駅北口→JR富士駅南口→森林墓園

■運行協力金／1人500円

★利用を希望する人は、事前に森林墓園管理事務所（☎22-6116）へ電話で希望日・乗車場所をご連絡ください。